

街づくりだより

ひがしぐち



駅南幹線開通

駅南幹線は、八十二銀行本店南、ターミナル南通りからJRの下を通り中御所地区を経て七瀬地区の山王栗田線へ通ずる約一、三〇〇mの都市計画道路であります。

八十二銀行本店南から県道長野真田線までの約三八〇mについては、北陸新幹線の整備に伴い、平成六年四月に跨線橋が撤去されこの間、地域の皆さんには大変不便をおかけしておりましたが、この代替え機能を確保する道路として早期完成を目指し整備を進めてまいりました。

八十二銀行本店南からJR新幹線境までについては、長野県が施行し、平成九年十二月に四車線が完成しております。

発行（第一三号）

主な記事

平成十年八月十一日 駅南幹線暫定供用開始について

地元説明会について 2面

電話 ○二六〇〇 仮換地指定について 3面

(二三五) 七二〇〇 その他

4面

ます。残りの県道までの約一〇〇mについては土地区画整理事業で整備を進め、今回、皆様のご協力によって暫定二車線で開通の運びとなりました。

開通式は、八月九日午前十時現地で行われ、引き続き歩行者天国として市民の皆さんのイベント等に大いに利用していただきました。一般車の開放は、八月九日午後十時三十分から実施されております。

今後は、暫定二車線部分の早期四車線化を図ると共に、この先線、北中方面を整備促進してまいりますので、皆様の深いご理解、ご協力をお願いいたします。

●交通規制の一案内●

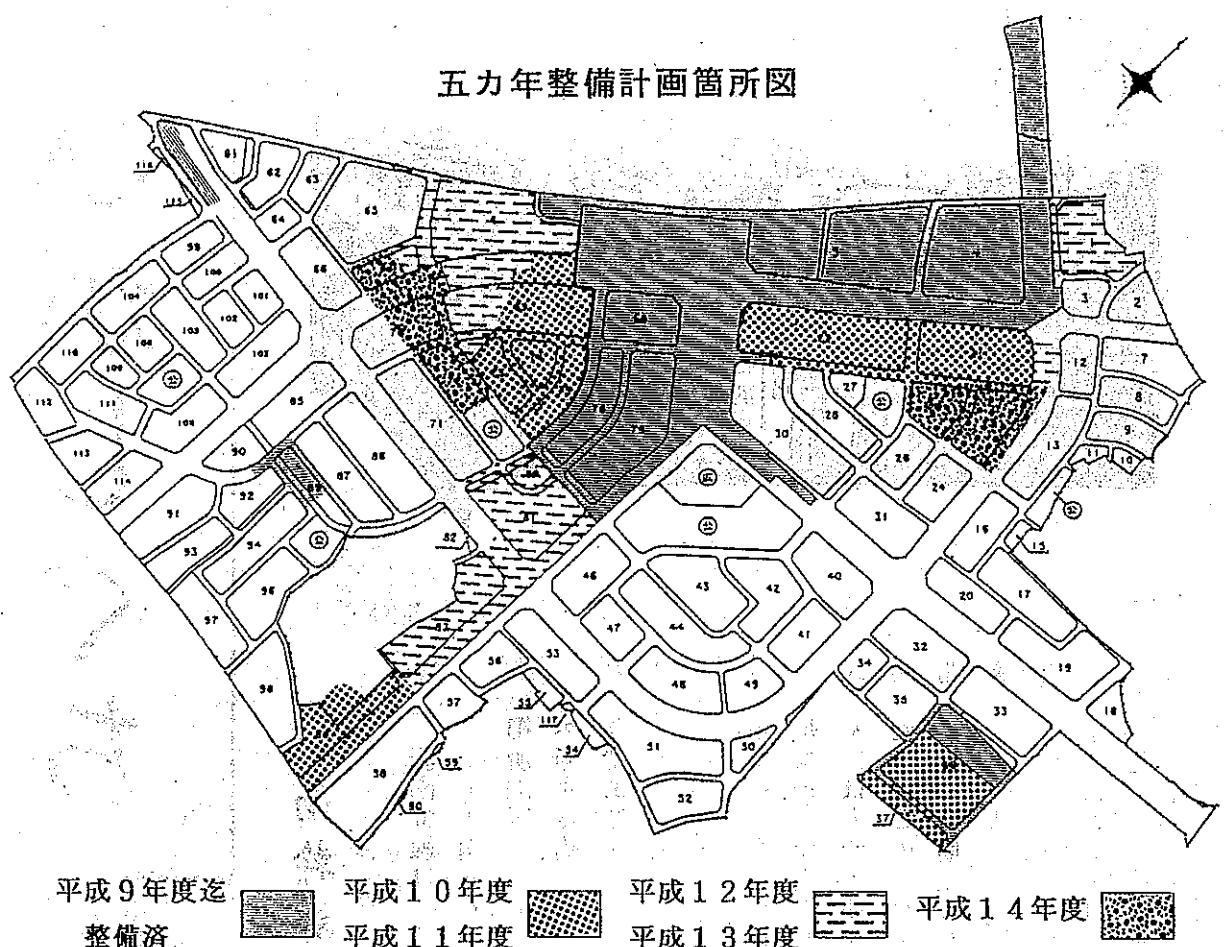
駅南幹線

大型車進入禁止 終日

高さ制限 三・八m

県道長野真田線 一方通行 午前七時～午後九時

五力年整備計画箇所図



◆ 第十一回仮換地指定について

平成十年七月二十二日（第十一回）、三十六街区と三十七街区の仮換地指定について土地区画整理審議会に諮問しました。

◎ 諒問内容

三十六街区の一部
三十七街区の一部

【下記仮換地指定箇所図参照】

地権者数 四名
従前地地積 約四、三八二畝

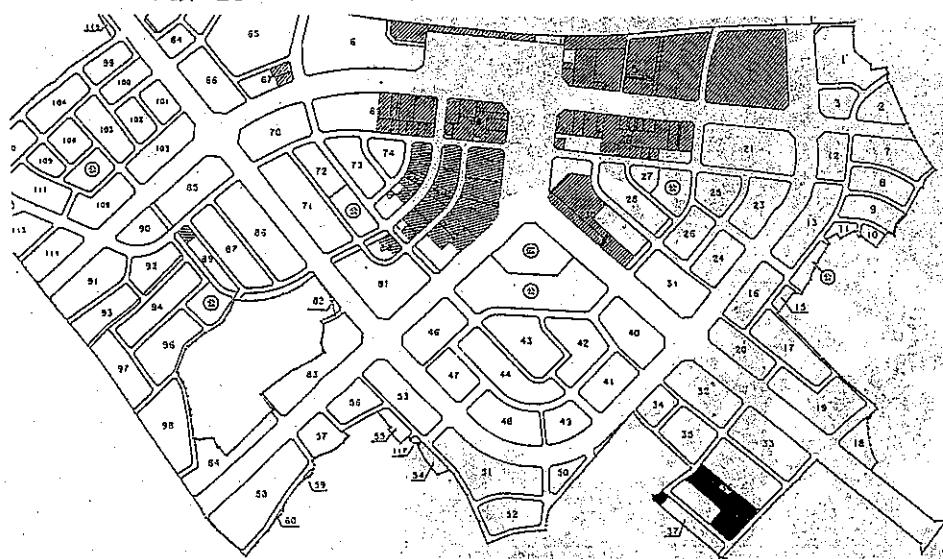
換地地積 約三、五六三畝
平均減歩率 約一八・七%

これらの諮問に対し、審議会から「適当と認める「付記、反対意見六名、飛換地の取扱いは慎重に行うこと」との答申を同日付けでいただきましたので、各権利者に對し個々に仮換地の指定を行いました。

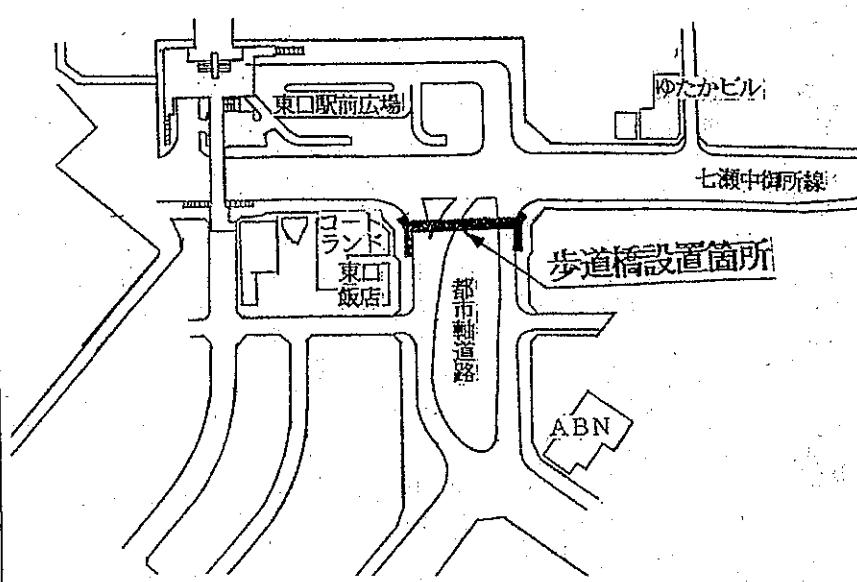
今までの仮換地指定により、仮換地指定の合計面積は、約五七、九二二m²、仮換地指定率は約一六・四%になります。

今後も引き続き、公共施設の整備に合わせこれらに關係する宅地について順次仮換地指定を進めていきたいと考えております。

分部 < 部 分 地 指 定 箇 所 図 >



第十一回仮換地指定箇所



都市軸道路歩道橋設置について

都市軸道路を歩行者が安全に横断できるよう、将来の人工地盤計画に合わせたエレベーター併設の歩道橋を、本年度から設置することになりました。

工事の際には、御協力をお願いします。

中心市街地活性化法が施行される

員の任期は五年と規程されており、平成十一年一月十七日で任期満了となります。

人事異動

四月一日・七月一日付け人事異動により

十七名の職員が入れ替わりました。今後共
よろしくお願ひいたします。

第一回東口ゆめ祭り

真夏の祭典長野駅東口ゆめ祭りは八月一日、ユメリア通りを歩行者天国にして繰り広げられた。

沿道ではフリーマーケットをはじめ、サイコロ投げ、金魚すくい、バナナのたたき売り等各種イベントのほか、民謡流しコンテストも実施され、大勢の見物人らを魅了しました。

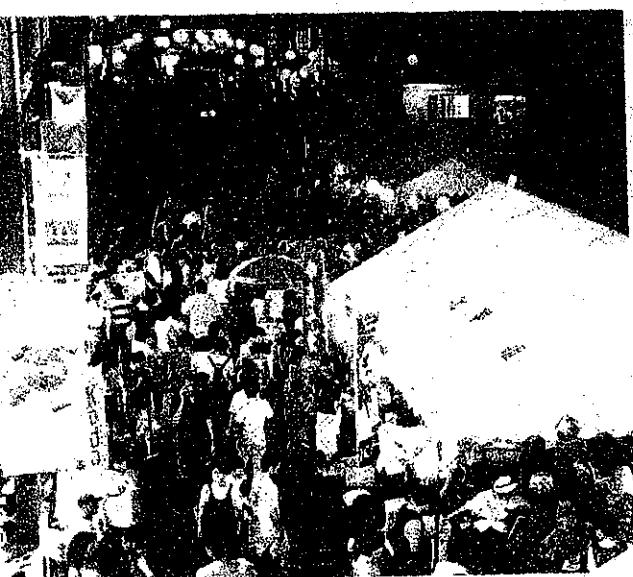
訴訟関連

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律」（通称「中心市街地活性化法」）が七月二十四日施行されました。

事件については、平成十年五月二十日、東京高等裁判所から「控訴棄却」の判決言い渡しがありました。また、上告人三十三名は、控訴事件の判決に対して、平成十年五月二十九日に最高裁判所へ上告しました。

（お知らせ）

土地区画整理事業計画無効確認請求控訴



相談窓口

長野市市街地整備局
長野市栗田九七二番地

管理計画課 6026(335)7200
換地整備課 6026(334)4941
長野駅周辺第二土地区画整理事業の施行のため「審議会」が設置されています。委